

浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の美術資料の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市佐久間歴史と民話の郷会館（以下「会館」という。）において所蔵する美術資料の館外への貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象美術資料)

第2条 会館が所蔵する美術資料とは、世界デザイン博ポスターをいう。

(美術資料の貸出し)

第3条 浜松市長（以下「市長」という。）は、次に掲げる者に対して、美術資料を貸し出すことができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) その他市長が特に必要と認めた団体

2 美術資料の貸出しの許可受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について文書等により市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地、並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 借用する美術資料の名称並びに作者名及び点数
- (4) 借用目的
- (5) 借用内容
- (6) 借用期間

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し適当と認めたときは貸出しを許可し、その旨を申請者に通知する。

4 美術資料の貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

5 美術資料の貸出しは、原則として無償とする。

(借用権の譲渡禁止)

第4条 借受者は、借用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出し許可の取消し等)

第5条 申請者が次の各号の一に該当する場合は、美術資料の貸出しの許可を取消し、又は停止をすることができる。

- (1) 貸出し許可条件に違反したとき。
- (2) 貸出しに関して職員の指示に従わないとき。
- (3) その他市長が適当でないとして認めたとき。

(現状回復の義務)

第6条 借受者は、美術資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。